

第5章 啓 発

第5章 啓 発

第1節 基本方針

1 啓発活動の位置づけ

川や海の汚れは、かつては工場排水や事業場などから排出される産業系排水がその主な原因であったが、水質汚濁防止法等の法令に基づく排水の規制がなされ、今では一般家庭から排出される生活排水が主な原因となっている。

一般家庭の生活排水の浄化方法としては、公共下水道や農漁業集落排水事業、合併処理浄化槽等により、し尿と台所・風呂などの生活雑排水を併せて処理する生活排水処理施設の整備が基本である。

しかし、本市における生活排水処理率は、平成25年度末現在で84.2%であり、住民の約16%の生活雑排水は未処理のまま河川に放流されている。このため、多大な経費と時間を要する施設整備を待つのみでは河川水質は良くならない。

したがって、各家庭からの汚濁負荷を軽減するためには、全市的な生活排水対策の実施が不可欠であり、河川浄化対策を推進する上で施設整備と並行して、住民の理解と協力を得ながら啓発活動を実施し、目標水質の達成を目指すこととする。

2 啓発活動の方向

生活排水対策としては、下水道等の生活排水処理施設の整備を本市の地域特性に応じ計画的・体系的に推進するとともに、家庭からの汚濁負荷を削減するため、合併処理浄化槽の普及、住民に対する啓発活動を総合的、広域的に推進していくことが必要である。このため啓発活動は原則として、流域単位ごとの官民一体となった方向で推進する。

なお、方向性は表21に示すとおりである。

表21 啓発活動の方向性

流域名	啓発活動の方向
北川流域 (小川流域含む)	<p>本河川の上流部にある本市北川町では「ホタルの里」づくりや、北川湿原の保全、合併処理浄化槽の転換促進などの河川水質向上に取り組んでおり、今後もこのような啓発活動を行っていく。</p>
祝子川流域	<p>本河川は、上流部においては民家も少なく、BODはAA類型の基準を満足するなど問題はないが、下流では、団地からの生活排水や大きな工場からの排水によって汚濁が問題となっていた。最近では企業努力や下水道の普及により環境基準も満足するようになってきたが昔のような清流の姿にはなっていない。</p> <p>このため、生活排水処理施設未普及地区を中心に生活排水対策の具体的な活動内容を啓発していく。</p>
五ヶ瀬川流域	<p>本河川は、熊本県を源流として1市5町を流れる流路の長い河川である。大きな団地や工場等の排水もないことから、河川の汚濁を防止する啓発活動は、広い地域の多くの住民を対象にすることとなる。そこで、五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会を中心として流域の関係町とも協力しあって、上流部を含めた一体的な啓発活動を行っていく。また、本河川が「鮎やな」など観光の目玉であることから流域の住民に河川愛護のキャンペーンなども行っていく。</p>
浜川流域	<p>本河川は流路も短く工場排水の影響が大きい河川であり、流域の公共下水道の整備は、一部の地域では既に完了しているものの未整備の地域も多い。あわせて排水路的な要素が強いこの河川のイメージを良くする活動を、この河川に排水している工場とも協力して行っていく。</p>
沖田川流域	<p>本河川は、下流部において浜川の影響を受けるためD類型の指定を受けているが、上・中流部では、遊泳場や農業用水に利用されるなど住民には親しまれている。このため、啓発活動は具体的な生活排水対策と併せて河川への親しみを増すような周辺のクリーン作戦等も行っていく。</p>
北浦沿岸流域	<p>北浦町の海岸部は、日豊海岸国定公園に指定されており、A類型の指定を受けている。この地域では、水質汚濁の要因である生活排水処理施設の整備により負荷削減を行なうことが、第一と考え、沿岸部(全人口の80%)の施設整備を平成6年度にすべて完了している。今後は、下水道施設等へのつなぎ込み促進のための啓発に力を入れるとともにクリーン作戦などを実施していく。</p>

第2節 実施計画

1 啓発活動の目的

公共用水域の水質保全を図るうえで、水質汚濁の主要因となっている家庭から排出される生活排水の対策が急務となっていることから、生活排水処理施設の整備が完了するまでの間、施設未普及地区の家庭でできる対策として、住民一人ひとりの工夫と心がけにより、公共用水域に排出される汚濁負荷量を、できるだけ少なくする発生源対策を推進することが必要である。

このようなことから、生活排水対策に対する地域住民の理解と主体的な取り組みを促進するとともに、組織的な啓発活動を実施することにより、今後の生活排水対策の推進を図る。

2 実施地域の選定

全流域を対象とする。

3 推進方法

家庭からでる汚水や汚濁物を流さないよう発生源で対策を講じることが重要である。このため、住民が台所対策等や汚濁負荷の低減対策などを実施するようにするために広報等で推進する。

4 流域別の家庭における発生源対策

流域住民の協力を得て、表22のとおり、台所対策、洗剤対策等を実施する。

(1) 住民の活動

表22 家庭における発生源対策

		具体的な内容
台所対策	調理くず等の排出抑制等	流しには、三角コーナーや目の細かいストレーナーなどをつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにするとともに、溜まったくずはこまめに回収する。 また、米の研ぎ汁は、肥料として庭木にまいたり、残った酒等を調味料として利用したりしてなるべく流しに流さない。味噌汁などの汁物は適量を作る。
	廃食用油の適正処理	廃食用油は、流しに捨てずに使いきる工夫をする。やむを得ず捨てる場合はそのまま流さず古新聞等に吸い込ませるなどして可燃ゴミとして出す。また食器についた油は拭き取ってから洗う。また、近年はリサイクルの取組みも検討されている。
	生ゴミの適正処理	調理くずや食べ残しは、可燃ゴミとして出す。コンポストを利用し堆肥化する。
その他の対策	残り湯の有効利用	風呂の残り湯は洗濯等に再利用する。
	洗剤の適量使用	合成洗剤、石鹼の使用については、使いすぎないように適正に使用する。
	浄化槽の適正管理	浄化槽法に基づく法定検査、維持管理、清掃を適正に実施し、その性能を十分に発揮させる。

(2) 台所等のできる対策の例

1) 台所での対策

①調理くず等の排出抑制

流しには、三角コーナーや目の細かいストレーナーなどをつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにするとともに負荷の高い物質をできる限り排出しないようにする。

- ・三角コーナーやストレーナーによる回収
- ・ストックングの利用による回収
- ・汚れ物のふきとり（へら、キッチンペーパー、新聞紙）
- ・米のとぎ汁の回収（庭、植木への散布）
- ・漬物はぬかをよくとって洗う
- ・酒、ビールは、流さない
- ・煮汁、みそ汁は、適量を作り流さない

②廃食用油の適正処理

廃食用油は、流しに捨てずに使いきる工夫をする。やむを得ず捨てる場合はそのまま流さず古新聞等に吸い込ませるなどしてゴミとして出す。

- ・拭き取り（キッチンペーパー、新聞紙等）
- ・回収（廃油入れ、回収パック等）
- ・固形剤の使用

③生ゴミの適正処理

調理くずや食べ残しは、回収ゴミとして出すか、堆肥化する。

- ・廃棄物の回収
- ・堆肥化

④洗濯時の対策

合成洗剤、石鹼の使用については、使いすぎないように適正に使用すること。

⑤風呂の残り湯の対策

残り湯は洗濯等に再利用する。

⑥その他

適正な維持管理が確保される場合は、地域の状況に応じて、溜め枡等により固形物の沈殿除去を行う。加えて、ディスポーザーや油乳化剤等の水環境に影響を与える機材、機器の使用を自粛する。

(3) 市の活動

①広報等による啓発活動

- ・市広報に生活排水対策等を掲載
- ・河川浄化のためのパンフレット配布、ポスター等の掲示、配布

②出前講座の実施

- ・地域住民、高齢者団体を対象に生活排水に係わる出前講座を実施
- ・学習会用のテキストを作成

③河川に親しむ行事の実施

- ・小学生を対象とした水辺環境調査の実施
- ・河川周辺のクリーン活動実施

